

関係助成制度について

平成31年1月16日

国土交通省 住宅局 市街地建築課

市街地住宅整備室

ブロック塀等の安全確保の促進

平成30年大阪北部地震による被害

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害が発生。



ブロック塀等の安全確保対策

○塀の所有者等に向けたチェックポイントを公表、建築士関係団体等へ協力要請等

○耐震診断の義務づけを可能とするため、耐震改修促進法施行令を改正

○ブロック塀等の除却・改修等に対する支援制度を創設



住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金等 基幹事業)

ブロック塀等の安全確保事業

【交付対象事業】

地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画で位置づけた避難路(通学路を含む)沿道のブロック塀等の耐震診断、除却、改修等

【交付対象地域】

ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀の安全確保に関する積極的な周知(パンフレット等の資料配布や広報誌への掲載等)を実施している地域

【交付率】

耐震診断 国1/3、地方1/3、民間1/3

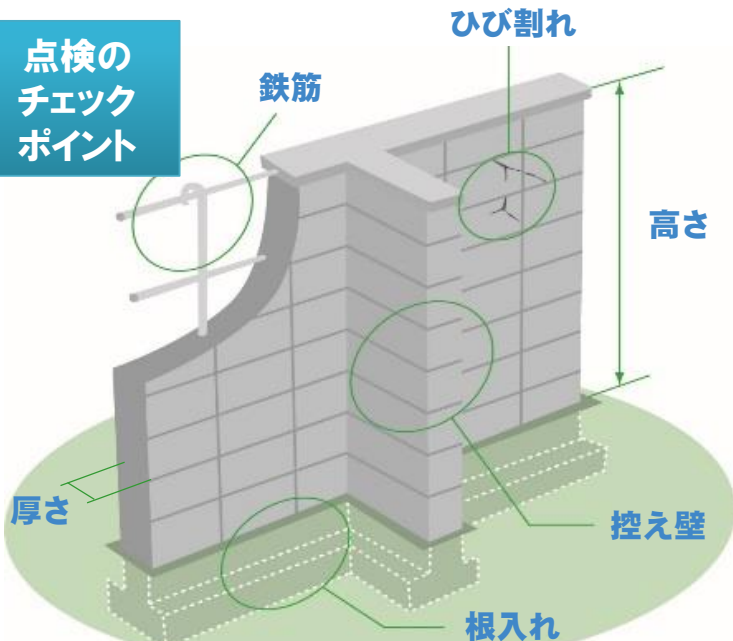
除却、改修等 国1/3、地方1/3、民間1/3

※一定の条件を満たすブロック塀等について地方公共団体が耐震診断を義務づけた場合、耐震診断は国1/2、地方1/2、除却、改修等は国2/5、地方2/5、民間1/5

【交付対象限度額】

80,000円/m (耐震診断、除却、改修等の事業費総額)

点検の
チェック
ポイント



あわせて、地域の安全確保のためのモデル事業も実施し、先進的な取組について、国土交通省ホームページで定期的に公開

住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金 基幹事業)

ブロック塀等の安全確保に関する事業

- ブロック塀等の所有者に対し、安全確保の積極的な周知を行う地方公共団体が対象
- 地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路沿道等を対象

【交付対象】 ブロック塀等の耐震診断、除却、建替え(除却・新設)、改修

【補助限度額】耐震診断、除却、建替え、改修の合計事業費 **80,000円/m**

① 通常の場合の交付率(国費)

- 耐震診断 1/3

【民間】



【地方】



- 除却、建替え、改修 1/3

【民間】



【地方】



② 耐震診断義務付け対象となる場合の交付率(国費)

- 耐震診断 1/2(補償規定)



- 除却、建替え、改修 2/5

【民間】



【地方】



耐震対策緊急促進事業 (補助金)

地域の安全確保モデル事業

- 行政、学校関係者等による協議会が連携し地域の安全確保のための先進的かつ総合的な取組を対象

【事業要件】

行政、学校関係者、専門家、地域住民(自治会)が連携し、通学路等の点検、危険なブロック塀等の注意喚起、安全な通学ルートの紹介など、地域の安全確保のための先進的かつ総合的な取組を行うこと

【事業主体】

行政、学校関係者、専門家、地域住民(自治会)による協議会
地方公共団体、NPO法人、建築士会 等

【補助対象】

①地域の安全点検、専門家派遣、普及啓発等【ソフト】

- 補助率(国費)：定額 **上限 1,000万円**

②ブロック塀等の耐震診断、除却、建替え(除却・新設)、改修【ハード】

- 補助率(国費)：1/3等 左記安ストに同じ

先進的な取組について
国土交通省ホームページで定期的に公開

※注意※

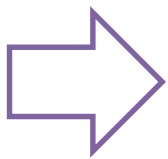
住宅・建築物安全ストック形成事業の上乗せ補助ではありません。

【参考】社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

【現行制度】
ブロック塀対策について、効果促進事業の枠組みを通じて地方公共団体を支援

住宅・社会資本の整備

基幹事業(A事業)(社会資本整備総合交付金)



- 道路 ○港湾 ○河川 ○砂防
- 下水道 ○海岸 ○広域連携 ○都市公園
- 市街地 ○住宅 ○住環境整備 等

【H30第2次補正】
ブロック塀等の安全確保に対する支援を基幹事業化


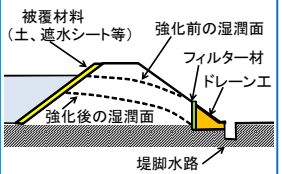
基幹事業(A事業)(防災・安全交付金)

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業



・インフラ老朽化対策
例)橋梁・トンネルの補修

・事前防災・減災対策
例)河川堤防の緊急対策

・生活空間の安全確保
例)通学路の交通安全対策

関連社会資本整備事業(B事業)

基幹事業に関連する

- 各種「社会資本整備事業」(社会資本整備重点計画法)
- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業(C事業)

- 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割目途

(社会資本整備総合交付金の例)

- ・アーケードモールの設置・撤去
- ・観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)
- ・計画検討(無電柱化、観光振興…)

(防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・防犯灯、防犯カメラの整備 等

